

佐賀県警察機動鑑識班の運用に関する訓令の制定について（通達）

昭和53年3月10日

佐警本例規（鑑）第5号

改正 平成元年7月佐本務第1429号、4年8月佐警本例規（務）第13号、13年12月佐本鑑発
第388号、18年3月佐本務発第272号、21年3月第271号

◎ 概要

最近における犯罪は、悪質化、巧妙化し、加えて社会環境の著しい変化に伴い捜査をとりまく環境は厳しいものがある。

このような犯罪情勢に対処して犯人検挙の実効を上げるためには、初動捜査体制を充実強化して初期の段階で勝負を決する捜査を展開する必要がある。

そのためには、現場鑑識体制を充実強化し、迅速な現場臨場により採証活動の徹底を期し、現場資料の完全採取と、捜査への活用を図る必要があるところから、これに応えるために機動鑑識班を設置するものである。